平成２４年（フ）第１８９３号
東京都品川区北品川３丁目11―13―3502
債務者　小原　稔大
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　圭子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９２号
神奈川県足柄上郡大井町山田1136
債務者　川口　修司
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場美友紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８１号
東京都多摩市和田68―１―101
債務者　田村　　泉
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　知子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９号
富山県射水市小泉315番地
債務者　澤田　勝寛
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　浩夫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４８号
新潟市南区鷲ノ木新田6766番地16、前住所新潟市中央区新和３丁目14番12―209号
債務者　大野　勇二
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０９号
神戸市長田区堀切町17―４―204、住民票上の住所大阪府東大阪市南荘町４番30号　山田郁代方
債務者　みね工房こと　峯　　廣
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県たつの市龍野町片山443番地５
債務者　インテリア・マツオカこと　松岡　也文
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２００号
滋賀県東近江市種町1720番地15
債務者　黒田　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４４号
新潟県五泉市駅前１丁目11番16号
債務者　吉田富美子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１５号
奈良県大和郡山市九条町433番地５
債務者　松山　文博
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木原万樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田イ五53番地
債務者　伊藤　一晴
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２２号
山形市円応寺町８番４号
債務者　犬飼　圭一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
山形市下条町３丁目12番13号　アメニティコーポＪ１―Ａ号、前住所山形県西村山郡大江町大字小見291番地
債務者　伊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
山形市下条町３丁目２番26号
債務者　根本　秀一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
函館市田家町15番５号
債務者　岸本めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
函館地方裁判所